

平成 22 年

第 3 回市議会定例会 議案第 5 号

函館市学校設置条例の一部改正について

函館市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 9 月 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市学校設置条例の一部を改正する条例

函館市学校設置条例（昭和 39 年函館市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

函館市立木直小学校	函館市木直町 991 番地	を
函館市立磨光小学校	函館市尾札部町 1609 番地 1	

「

函館市立磨光小学校	函館市尾札部町 1609 番地 1	に
-----------	-------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

函館市立木直小学校と函館市立磨光小学校とを統合し、函館市立磨光小学校を設置するため